

諮 問 第 5 8 号
令和元年 6月21日

川西市長 越 田 謙 治 郎 様

川西市個人情報保護審議会
会 長 井 上 典 之

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和元年6月13日付諮問第58号により諮問のありました下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、
審議会の意見を聴くことについての諮問

[内容]

プレミアム付商品券交付事務における個人情報の目的外利用について

[別紙]

目的外利用について

番号	事務の内容	目的外利用の目的	利用する個人情報の内容	利用先	所管課	本人通知の有無	審議会の意見
74	プレミアム付商品券交付事務	<p>令和元年（2019年）10月に消費税を8%から10%へ引上げを行うにあたって、低所得者及び子育て世帯の消費控えが景気へ影響することの軽減を目的として、基準を満たす対象者にプレミアム付商品券の販売を行う事務を予定しています。</p> <p>当該事務の実施にあたって、対象となる市民への確実な通知及び円滑な事務の遂行のため以下の対応を行います。</p> <p>非課税分 - 案内文書を郵送し、申請に基づく審査のうえ購入券を交付</p> <p>子育て世帯分 - 条件に合致する世帯主に購入券を交付。</p> <p>この実施にあたり、対象者を特定する必要がありますが、本事務は法令の規定に基づく事務にはあたらないことから、対象者を特定するために必要な個人情報を目的外利用しようとするものです。</p>	<p>氏名、住所、生年月日、続柄、世帯主</p> <hr/> <p>市民税の課税の有無</p>	市民環境部 産業振興課	<p>市民環境部 市民課</p> <hr/> <p>総務部 市民税課</p>	<p>通知しない</p> <p>（理由） 対象者が多数であり、個別に通知することが現実的でないため。</p>	<p>適当なものと認める。</p>